人権学習資料集
【高等学校編】

平成２７年４月

高知県教育センター

はじめに

高知県では、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる差別や偏見をなくすため、「高知県人権尊重の社会づくり条例」を平成 10 年４月に施行し、それに基づき「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画（平成 10 年）及び「高知県人権施策基本方針」（平成 12 年）、また平成 26 年３月には「高知県人権施策基本方針―第１次改定版―」を策定し、人権教育を推進しています。

しかしながら、今日においても、様々な人権課題が存在しているとともに、国際化、情報化、少子高齢化等の進行に伴って、新たな人権課題も生じています。また、不登校やいじめといった本県における生徒指導上の諸問題の状況は依然として厳しく、児童生徒の人権が大切にされているとは言い難い現状があります。

平成 24 年度に実施した本県における「人権に関する県民意識調査」では、「国民一人一人の人権意識は、４～５年前に比べて高くなっていると思うか」という質問に対して、「そう思う」の割合が、前回調査（平成 14 年度）に比べて、10 ポイント以上低くなっていることや、「人権が侵害されたと思った時の対応」について、「何もしなかった」の割合が高くなっていることが明らかになりました。

国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）を施行し、それに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年）を策定しています。さらに、平成 20 年の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の中で、学校における人権教育の目標を、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と示しています。そして、そのような行動力を育成するためには、知的理解を深めるための「知識的側面」と、人権感覚を育むための「価値的・態度的側面」「技能的側面」の３方向からアプローチすることが重要であると述べられています。

本資料集では、平成 24 年３月に、高知県教育委員会が改訂した、人権教育指導資料（学校教育編） 「Let's feel じんけん～気付きから行動へ～」に示された内容を踏まえ、各教科等において人権や個別の人権課題を取り上げ、３つの側面の育成を意識した指導事例を作成しました。

本資料集の積極的な活用によって、生徒一人一人の人権が尊重された学校づくりが一層推進されるよう願っています。

最後になりましたが、作成にあたりご協力いただきました作成委員のみなさまに、心からお礼申しあげます。

平成 27 年４月

高知県教育センター

目　次

はじめに

目次

資料集の活用にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

資料集の見方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

個別的な人権課題等に関する指導事例

1　【インターネットによる人権侵害】
第３学年　公民　政治・経済　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

2　【同和問題】
第３学年　公民　政治・経済　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

3　【子ども】
第２学年　特別活動　ホームルーム活動　・・・・・・・・・・・・・18

4　【外国人】
第２学年　外国語　コミュニケーション英語Ⅱ　・・・・・・・・・・22

5　【ＨＩＶ感染者等】
第１学年　保健体育　保健　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

6　【子ども】
第２学年　家庭　家庭総合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

7　【様々な人権課題】
第１学年　国語　国語総合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

8　【技能的側面（コミュニケーション技能）】
第１学年　特別活動　ホームルーム活動　・・・・・・・・・・・・・43

9　【価値的・態度的側面（自他の価値を尊重しようとする意欲や態度）】
第１学年　特別活動　ホームルーム活動　・・・・・・・・・・・・・50

資料集の活用にあたって

１　学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動が進められています。平成20年１月の中央教育審議会答申では、「生きる力」の育成という理念が、社会の変化の中でますます重要となってきていること、改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂に際しても、「生きる力」という理念の共有が図られるべきこと等を指摘しています。

「生きる力」については、平成８年７月の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力として捉えられています。

すなわち、「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえます。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切です。

（人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］より）

２　指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的に捉えた上で、その指導内容を構成することが必要です。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の３つの側面として捉えることができますが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望まれます。

（ア）知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。（［第三次とりまとめ］より）

知識的側面と各教科等との関連（例）

【知識的側面】	各教科等を通して身に付けさせたい知識等（例）
・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解 ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識 ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識等	**日本史Ｂ（３）近世の日本と世界** ・検地や刀狩、惣無事令などの政策や身分制度の形成が近世の政治、経済や社会の基盤形成に果たした役割を、兵農分離や村落・都市支配などの観点から考察させるとともに、法・制度による支配秩序の形成という観点から幕藩体制の特質を考察させる。 **政治・経済（１）現代の政治** ・平等権については、社会における不合理な差別を完全になくすことに主体的に取り組むよう十分な理解と積極的な態度を身に付けさせることが必要であり、（後略）。 **家庭基礎（１）ウ　高齢期の生活** ・人口の高齢化の背景や高齢社会の特徴を理解させ、高齢化は社会を構成するどの世代にもかかわる課題であることを認識させる。 **外国語　目標** ・外国語や外国の文化のみならず、日本語や我が国の文化に対する理解が深められ、さらに、言語や文化に対する感性が高められ、ひいては、広い視野や国際感覚、国際協調の精神を備えた人材の育成につながることが期待される。等

（イ）人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容の構成の例

①国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。

②道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効である。　（［第三次とりまとめ］より）

価値的・態度的側面と各教科等との関連（例）

【価値的・態度的側面】	各教科等を通して身に付けさせたい心情や態度等(例)
・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚 ・自己についての肯定的態度 ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度 ・多様性への開かれた心と肯定的評価 ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動する意欲や態度 ・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度 ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度 ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度　　等	**国語総合　話すこと・聞くこと　エ** ・「相互評価」は、これに加えて、生徒同士の交流の活性化を促し、他者のもつ価値観などと出会う契機ともなる。 **理科の目標** ・これらの能力や態度を身に付けることは、変化の激しい社会の中で生涯にわたって主体的、創造的に生きていくために大切であり、「生きる力」の育成につながるものである。 **体育　２内容　（２）** ・人にはそれぞれ違いがあることを認めた上で、仲間の演技のよさを指摘したり、仲間の技能の程度にかかわらず、課題を共有して互いに助け合ったり教え合ったりすることに主体的に取り組もうとする意志をもつことが大切である。 **外国語科の目標** ・コミュニケーションへの積極的な態度は，国際化が進展する中にあって、異なる文化をもつ人々を理解し、自分を表現することを通して、異なる文化をもつ人々と協調して生きていく態度に発展していくものである。 **美術Ⅱ　Ｂ鑑賞** ・多様な見方や感じ方があることを理解し、他者の考えを尊重しつつ自分の考えをもつことが重要である。　　等

技能的側面と各教科等との関連（例）

【技能的側面】	各教科等を通して身に付けさせたい技能等（例）
・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能 ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 ・他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能 ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能 ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能 ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能　　等	**国語科の目標** ・「伝え合う力」とは、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら、言語を通して適切に表現したり的確に理解したりして、円滑に相互伝達、相互理解を進めていく能力のことである。 **数学　ア　改善の基本方針（ウ）** ・数学的な思考力・表現力は、合理的、論理的に考えを進めるとともに、互いの知的なコミュニケーションを図るために重要な役割を果たすものである。 **総合的な学習の時間　内容の取扱いについての配慮事項** ・他者と協同して学習を進めるには、互いのコミュニケーションは欠かせない。自分の思いや気持ちを相手に伝えるとともに、相手の思いを受け止めることも求められる。 **特別活動　ホームルーム活動の内容の取扱い（２）ア** ・意見の異なる人と議論して協同的に問題解決する態度を育成することや、意見の対立が生じたとき、その対立を乗り越えて問題解決をする方法を身に付けることが期待される。　等

本資料集の指導事例は、人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］、人権教育指導資料（学校教育編）　「Let’s　feel じんけん～気付きから行動へ～」で示されている、「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の３つの側面の資質・能力の育成を意識した内容にしました。

［第三次とりまとめ］では、「人権教育についても、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切である。学校において人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。」と述べています。そこで、本資料集では、各教科等における指導事例を示しました。また、指導事例に掲載している各教科等の教材は、広く、どの学校でも取り組みやすいものとするために、高知県内で使用している教科書・資料等を活用しています。

本資料集は、各教科等の授業の中で実施可能な１時間の展開例を掲載しています。各学校や生徒の実態等に合わせて内容を変更するなど柔軟に活用してください。

また、個別的な人権課題等について深く学ぶために、総合的な学習の時間や特別活動等と関連させたり、教科横断的に指導したりすることについては、各学校で創意工夫してください。

資料集の見方

【　人権課題　】　第○学年　各教科等名

1　単元名（題材名）
2　単元(題材）について
3　人権教育の視点

各教科等の単元（題材）の目標、内容等をふまえ、人権教育を通じて育てたい資質や能力、指導者の思い等を記述しています。

人権教育を通じて育てたい「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の３つの側面の資質・能力との関連を記述しています。

4　単元（題材）の目標

学習指導要領に示された目標、内容等をふまえて、単元（題材）での目標を具体的に記述しています。

5　単元（題材）の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
各教科等の評価の観点により、本単元（題材）の評価規準を記述しています。			

6　単元（題材）の指導計画（全○時間）

時数	○指導のねらい（目標）　・主な学習活動	人権教育に関わる留意点
	本単元（題材）の指導計画を示しています。 （単位時間ごとの評価規準は省略しています。）	

7　本時の指導（○/△時間）
（１）本時の目標

単元（題材）の目標をふまえて、重点化した本時の具体的な目標を記述しています。

（２）展開

	学習活動	人権教育に関わる留意点等
導入		
展開		
まとめ		

資料　※本単元（題材）の、いずれかの授業で活用可能なワークシート等の資料を掲載しています。

個別的な人権課題等に関する指導事例

1【インターネットによる人権侵害】　第３学年　公民　政治・経済

１　単元名　　高度情報社会の進展と課題

教科書「高等学校　政治・経済」（第一学習社）

２　単元について

（１）単元観

現代の社会は様々な情報で溢れており、いろいろなコミュニケーションツールを通じて情報を収集することは、私たちが生活をするなかで重要な活動の一つとなっている。新聞、雑誌など情報は常に一方通行だったが、その後登場した電話やファックスは、情報の双方向性を実現することができるようになった。また、近年、インターネットの出現によって、コンピュータネットワークが双方向性と情報の大量伝達を可能にし、1990 年代以降、ＩＴ（情報通信技術）革命が起こり、より多くの人が手軽にインターネットを利用できるようになっている。携帯端末も日々進化し、平成 24 年度調査では高知県下の高校生９割以上の生徒が携帯電話「スマートフォン」を所持しており、いつでも、どこでも、誰でも情報にアクセスすることのできる状況が実現している。

一方で、インターネットを悪用した犯罪や情報の非対称性による消費者問題、また、インターネットによる人権侵害が発生するなど、情報に関わる問題は後を絶たない。これらの問題が発生する原因の一つとして、高度情報社会のなかで大量に氾濫する情報の本質を見抜くことができていないことが考えられる。そのため、メディア・リテラシー（メディアから正しい情報を選択し、活用するための能力）は今後ますます必要となる。

本単元は、情報との関わり方や情報モラルについて考えさせるなど、メディア・リテラシーを高めるために重要な単元だと考える。

（２）生徒観　省略

（３）本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は、公民科政治・経済の内容「（２）現代の経済　ア　現代経済の仕組みと特質」に位置付く学習である。

本単元の内容は、ホームルーム活動（１）ア「ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決」や（２）オ「コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立」と関連させ、ホームルーム活動（ＬＨＲ）でＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使い方等について取り上げて話合い、ホームでルールをつくったり、自己の生活を振り返らせ、自己目標を設定させたりすること等が考えられる。

３　人権教育の視点

情報機器・情報技術がますます高度化するなかで、その性質を知らないまま使用することで、自分が知らないうちに他人をいじめの対象としていたり、自分自身の人権が侵される恐れがあったりすることを理解させる。

本単元は、価値的・態度的側面の「人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度」、技能的側面の「複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　単元の目標

・情報社会に関わる課題に対する関心を高める。また、それらの課題と自らの在り方や生き方と関連付けて考えさせ、メディア・リテラシーを高めようとする態度を養う。
・消費者問題に関して、経済生活の変化などを踏まえながら、企業と消費者との関係について、公正に判断してその結果を適切に表現することができる。
・消費者問題を取り巻く現状や法について様々な資料を収集する。
・情報化が政治・経済・国民生活に及ぼす影響、また、高度情報社会の利点や問題について理解する。

５　単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
高度情報社会に関わる課題に対する関心が高まっている。また、その課題と自らの在り方や生き方と関連付けて考察し、メディア・リテラシーを高めようとしている。	消費者問題に関して、経済生活の変化などを踏まえながら、企業と消費者との関係について、公正に判断してその結果を適切に表現している。	消費者問題を取り巻く現状や法について様々な資料を収集している。	情報化が政治・経済・国民生活に及ぼす影響や、高度情報社会の利点や問題について理解している。

６　単元の指導計画（全３時間）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
第１時（本時）	○情報化の進展と市民生活について理解する。	・高度情報社会の進展による現代社会の新しい動きを認識し、情報通信ネットワークを悪用した犯罪、誹謗中傷などの人権侵害、情報モラルの未確立などの問題が発生していることを理解させる。
第２・３時	○消費者問題と消費者保護について考える。	・消費者を取り巻く社会環境について理解させ、インターネットを利用した通信販売での問題などを通して消費者主権について考えさせる。

７　本時の指導（１/３時間）

（１）本時の目標

・情報化が政治・経済・国民生活に及ぼす影響、また、高度情報社会の利点や問題について理解する。
・高度情報社会に関わる課題に対する関心を高める。また、それらの課題と自らの在り方や生き方とを関連付けて考え、メディア・リテラシーを高めようとする態度を養う。

（２）展開

	学習活動	人権教育に関わる留意点等
導入	○何人の生徒が携帯電話（スマートフォン）を所持しているか。また、インターネットを利用できる環境であるか確認する。 ・携帯端末やインターネットを利用して、どのようなことが出来るのか、ペアになり具体的に意見を述べる。 ・ペアで出てきた意見を紹介する。	・情報を自由に閲覧できる環境であることを認識させ、それを利用して具体的に何が出来るかを気付かせる。その際、情報社会の光・影は意識させることなく、自由に意見を言える雰囲気づくりを大切にし、できるだけ多くの事例を挙げさせ多角的に認識させる。
展開	○ワークシートを配付し、本時のテーマを記入する。 高度情報社会の光（利点）と影（欠点）を知り、自分自身の力で上手に情報を利用しよう。 ・情報化による利点は、インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境「ユビキタス社会」になっていることである。 ↓ このような通信技術の変化によりＩＴ革命が起こったことを理解する。 ・ワークシートへ記入する ・高知県内高校生の携帯電話等の所持率は平成24年度では91.6%であり、身近な所で情報を自由にいつでも入手・閲覧できる環境にあることを確認する。 ○我々に便利な情報ネットワークが、どのような問題点を含んでいるのか考える。 ペアワーク① ○インターネット上の電子掲示板に掲載された学校内の教室の写真（ペアワーク①のイラスト）を見て、どのような人権侵害が含まれているか、考える。 ・自分の考えを書いた後、ペアで意見交流する。	・1990年代以降のＩＴ革命の動向について、以前の情報化社会の情報機器・情報技術の環境とは大きく違った部分があることを理解させる。 ・具体例として、記録する物は「紙」→「USB」「メモリーカード」、「郵便」→「電子メール」など。 ・携帯電話を所持した時期を同調査で校種別に比較すると、校種を遡るにつれて所持率が高くなっており、所持の低年齢化が見られる。 ・本時の目標に迫る重要な発問になるので、問題点を、時間をかけて考えさせる。 ・プライバシーの侵害、差別行為、いじめを助長することなどにもつながることを留意させる。 ・ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、自分のグループだけで会話しているのではなく、世界中の人から閲覧されていること、また、その書き込みは安易に消去できない事などを知らせる。

展開	・友人の写真を無断で自身のブログ等に掲載し、トラブルに発展したケースを知る。 ・学校での携帯電話のルールが守られているか等、社会のルール、マナーについて確認する。 ○ＳＮＳの会話画面視聴 ・携帯の画面は、友人同士のＳＮＳの会話を撮影したものである。この画面の会話からどのようなことが読み取れるか考える。ケース１・ケース２の会話文を見て考察し、どのような人権侵害があるか考える。 ペアワーク② ・自分の考えを書いた後、ペアで意見交流する。	・不適切な内容のブログ等への掲載は、誹謗中傷となり、刑法第 230 条の「名誉毀損罪」となれば「事実の有無にかかわらず、３年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金」となることを知らせる。 ・文字だけのやり取りが、相手のとらえ方次第で悪口と認識され、トラブルに発展していくケースがあることを認識させる。 ・情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて考えさせる。
まとめ	○本時を通じて学んだことを踏まえ、携帯端末やインターネットを利用する際、具体的にどのようなことに気を付けなければならないか、ペアで意見を出し合い、まとめる。 ○様々な情報機器や技術の性質を使用者が理解するとともに、正しい知識とメディア・リテラシーの確立が求められることを確認する。	・高度情報社会の光（利点）と影（問題点）を知り、正しい情報を理解、解釈、発信することが自分の人権を守り、他者の人権を守ることにつながることを、自己の生活と関連付けて考えさせる。 ・生徒自身の意見を尊重し、人権問題に関連付けて、使い方を誤ると様々な人権侵害につながることを理解させる。 ・生徒の意見も取り入れながらまとめる。 ・高度情報社会の光（利点）は我々の生活を豊かにしてくれる。しかし、影（問題点）も多いことを確認させる。

高度情報社会の進展と課題

●本時のテーマ

高度情報社会の光（利点）と影（問題点）を知り、自分自身の力で上手に情報を利用しよう

●ＩＴ革命（情報技術革命）での変化

・記録するもの（ 紙 ）　→　（　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　）

・通信技術　　※具体例・・・（郵便）　→　（　　　　　　　）

⇩

情報を「いつでも」「どこでも」アクセスできる環境

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【ペアワーク①】

メモ欄

【ペアワーク②】

≪ケース１≫

こんなの撮ったよ

タロウこれみて～

なにぃ～？

ついにいい写真が撮れたんよ♪

ん～、よくない！

まぢ？もうお前には見せんわ､､､ 怒

えっ？？？

≪ケース２≫

ある会話

昨日サッカーの試合で0-1で負けた！
ちくしょう！

ざんねんやったね・・

○高の得点取った△△、
気持ち悪い顔しやがって。

あいつ、キモイ・・・。

○高のサッカー部全員、
今度やっちゃおうぜ！

やろう！やろう！
やってやろうよ！

○高なんて、みんなで
ボッコボコやろ！

メモ欄

メモ欄

●結論

●感想

2【同和問題】　第３学年　公民　政治・経済

１　単元名　「基本的人権の保障」

２　単元について

（１）単元観

本単元は、民主的な社会を形成していくうえで最も基本となる「基本的人権の尊重」という原則を取り扱う。主には日本国憲法が保障している自由権的基本権、平等権、参政権、社会的基本権及び基本的人権を拡充するものとして主張されている日本国憲法には明記されていない権利等について、様々な事例をもとに学習する。この学習を通して、基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果として確立されてきたものであること、人間が生まれながらにしてもつ権利として、基本的人権を確立することが国民国家の枠を超えた普遍的価値となっていること、自由・権利はその内容について不断に吟味しつつこれを保持していく必要があることを理解させなければならない。また、その中で、知識的な理解だけではなく、人権を尊重する考え方や態度も育成することができると考える。公民科の目標には、「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民としての資質を養う。」とあり、この目標達成に向けて、非常に重要な意義をもつ単元である。

（２）生徒観　省略

（３）本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は、政治・経済の内容「（１）現代の政治　ア　民主政治の基本原理と日本国憲法」に位置付く学習である。

政治・経済の内容「（３）現代社会の諸課題　ア　現代日本の政治や経済の諸課題」に関連させることができる。

また、ＬＨＲにおけるいじめや差別を許さないクラスづくりの話合い、学年集会などと関連付けることができる。

３　人権教育の視点

本単元は「基本的人権の保障」について扱う単元であり、法の下の平等、精神や身体等の自由、社会権、参政権等様々な人権を取り上げる。人権に関する基本的な知識を学ぶことは重要であるが、人権を個別に取り扱う知識のみの学習では、「差別はいけない」「人権を守る必要がある」といった一般的な感想しか見られないなど、表面上の理解にとどまる可能性がある。それゆえ、一つ一つの権利の意義や関連性を確実に理解させる必要がある。また、人権感覚を育成するために、人権問題を「自分に関係することである」と、自らの問題として考えさせる態度を養うとともに、人権問題に関わろうとしないことによって差別や人権侵害を助長していることに気付かせる必要もある。さらに、知的理解と人権感覚を基盤として、人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる態度を身に付けさせたい。

本単元は、知識的側面の「自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解」、価値的・態度的側面の「正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　単元の目標

・社会における不合理な差別について、差別に気付かないうちに加担していたり、被害を受けていたりする可能性があることに気付くとともに、その解決に向けた取組を主体的に追究し、自ら学ぶ姿勢をつくり、人権感覚を高めようとする態度を養う。

・社会に現存する様々な基本的人権に関する問題を多面的・多角的な視点で考察し、公正に判断して適切に表現することができる。

・現代において主張されている様々な権利に関する情報を収集し、今後求められる人権について考えをまとめる際に活用することができる。

・社会権的基本権について、それが登場してきた背景や社会制度の整備との関連を理解する。また、基本的人権について、それを保障するための権利や制度について理解するとともに、基本的人権を確立することが現代の普遍的価値となっていることを理解する。

５　単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
・人権問題を他人事としてとらえることなく、自らの問題として、その解決に向けた取組を追求しようとしている。 ・人権感覚を高めていくためには、どのようなことをする必要があるのかを考えようとしている。	・現代社会に存在する様々な人権問題、基本的自由権に関わる事象から課題を見いだしている。 ・課題に着目し、望ましい社会の在り方について価値観、利害対立など様々な考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。	・基本的人権に関する判例などの様々な情報を収集し、自らの意見をまとめる際に活用している。 ・新しい人権について、延命治療や尊厳死、安楽死など、個人の尊厳や生命に関わる資料を収集し、自己決定権に関する学習をする際に活用している。	・社会権は福祉国家の理想に基づき登場してきた権利であること、また、実質的な平等を求めるために保障され、様々な制度が整備されてきたことを理解することができる。 ・参政権、請求権の意義や権利を保障する制度について理解することができる。 ・基本的人権の獲得の歴史、また、個人の尊厳、自由、平等などの社会的価値について理解し、その知識を身に付けている。

６　単元の指導計画（全８時間）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
第1時（本時）	○日本国憲法における基本的人権、法の下の平等（差別問題［同和問題］）について考える。	・差別のない社会の実現に向けて、自分に何ができるのか、また、自分が何をしなければならないのか、という視点から考えさせる。
第2時	○法の下の平等（差別問題［女性、アイヌ、外国人］）について考える。	・様々な差別問題に対し、自他の価値を尊重するという視点から考えさせる。
第3時	○自由権（精神の自由）について考える。	・自由権に関わる様々な問題に対し、自他の価値を尊重するという視点から考えさせる。
第4時	○自由権（身体の自由、経済の自由）について考える。	・自由権に関わる様々な問題に対し、自他の価値を尊重するという視点から考えさせる。
第5時	○社会権（生存権、教育を受ける権利、勤労の権利）について理解する。	・社会権が獲得されるようになってきた背景や意義について理解させる。
第6時	○新しい人権について考察する。	・今後求められる人権について考察させる。
第7時	○参政権、請求権について理解する。	・参政権、請求権の意義について理解させる。
第8時	○基本的人権と公共の福祉 ○国際的な人権保障	・自由、平等が実現された社会を構築しようとする態度を養う。

７　本時の指導　（１／８時間）

（１）本時の目標

・社会における不合理な差別を完全になくすための取組について、主体的に追究することができる。

・人権問題に向き合うためには、正しい知識とそれに基づいた正しい判断が必要なことを理解し、自ら学ぶ姿勢をつくるとともに、人権感覚を高めようとする態度を養う。

（２）展開

	学習活動	人権教育に関わる留意点等
導入	○４つの事例について、妥当か妥当ではないかを考える。（資料１） ①宝くじ、②累進課税、③定年退職年齢の差、④尊属殺重罰規定 ○平等権の意義、また、他の基本的人権との関連について理解する。	・何を基準に判断したのかを明確にするよう指示する。 ・４つの事例を参考にしながら、憲法第 14 条について説明する。 ・自由権などの基本的人権と関連させながら、なぜ平等権が保障されているのか、その意義について理解を深めさせるようにする。
展開	○現代社会に存在する不合理な差別について確認するとともに、これまで学んできた同和問題について、振り返る。（同和問題に関する歴史…中世→近世→近代→現代） ○同和対策関連法が制定され、平成14年３月まで継続されてきた理由について考える。 （資料２） ○結婚の条件について考える。 ↓ 県民の意識を知る。（資料３） ・自らが出した結婚の条件について、差別意識が潜んでいないかという視点で振り返る。また、資料３から、過去と比較して人々の意識が変化してきた理由について考える。 ○同和問題を解決するためには、今後どのような取組が必要なのか、自分の考えまとめる。	・同和問題の歴史的背景を復習する。 ・民衆の差別意識がこの問題の底流となっていることに気付かせる。 ・形式的な平等と実質的な平等について考えを深めさせるようにする。 ・アファーマティブ・アクションについても触れるようにする。 ・同和問題はなくならないと受け取られないよう留意する。 ・同和対策関連法により、様々な改善が図られたが、法整備だけでは差別はなくならないこと、また、差別の根底にある差別意識を変える必要性があることに気付かせる。 ・自分自身が結婚することを想定して考えさせる。 ・資料３をもとに、結婚差別は自分の身の回りでも起こり得る可能性があることに気付かせる。 ・結婚の条件だけではなく、普段の生活の中でも差別意識をもっていないか振り返らせる。 ・差別意識は変わらないものではなく、変えられることに気付かせる。また、意識を変えるためには、正しい知識とそれをもとにした正しい判断が求められること、また、他者の立場に立って、共感的に受け止める必要があることを伝える。 ・「自分には関係がない」「無関心」というのは差別を温存、助長することにつながることに気付かせる。 ・差別のない社会の実現に向けて、何が必要なのか、また、自分に何ができるのかという視点から考えをまとめるようにさせる。
まとめ	○人は人として尊重されることを要求して当然であること、また、他の人を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負っているということを確認する。 ○次時の予告	

資料１

次の事例①から④の主張は認められるのか、認められないのか。
認められると考えたときには○、認められないと考えたときには×を丸で囲みましょう。また、そのように考えた理由を下の枠内に書きましょう。

事例①

宝くじを買ったのに、当たらなかった。買った人全員に当たらないのはおかしいじゃないか。

○　or　×

事例②

課税所得300万円の人は所得税として、30万円を支払った。一方で、課税所得1億円の私は所得税として4500万円支払った。おかしいじゃないか。

○　or　×

事例③

私が経営する企業は製造業なので、体力差を考えて、「男性は60歳、女性は55歳になった時点で退職となる」と定めた。別に問題ないでしょう。

○　or　×

事例④

殺人→死刑又は無期若しくは3年以上の懲役
尊属殺人→死刑又は無期懲役
と法律で定めた。別に問題ないでしょう。

尊属とは…親族関係において、父母、祖父母など先の世代にあたる血族のこと

○　or　×

同和対策に係る主な法整備等の流れ

資料２

1871（明治４）年	解放令
1946（昭和 21）年	日本国憲法公布
1965（昭和 40）年	同和対策審議会答申
1969（昭和 44）年	同和対策事業特別措置法施行（10 年間）
1979（昭和 54）年	同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律施行
1982（昭和 57）年	地域改善対策特別措置法施行（５年間）
1987（昭和 62）年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行（５年間）
1992（平成４）年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行
1997（平成９）年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行 →2002（平成14）年まで

同和対策事業特別措置法　第一条

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

地域改善対策特別措置法　第一条

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律　第一条

この法律は、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

○なぜ、１９６９年から２００２年まで同和対策関連法が継続してきたのでしょうか。
考えられる理由をできるだけ多く挙げてみましょう。

資料３

人権に関する県民意識調査報告書（高知県　平成２５年３月）より抜粋

問２－３　あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

【○はいくつでも】

１．気にしたり、意識したりすることはない
　→　（この項目を選ばれた方は、他の項目には○をつけないでください）
２．結婚するとき
３．人を雇うとき
４．同じ職場で働くとき
５．自分の子どもが同じ学校に通学するとき
６．隣近所で生活するとき
７．同じ団体（町内会、自治会、ＰＴＡ、サークルなど）のメンバーとして活動するとき
８．飲食したり、つきあったりするとき
９．不動産（家、土地など）を購入したり借りたりするとき
10．店で買い物をするとき
11．仕事上でかかわりをもつとき
12．その他

図 2-11　同和地区や同和地区の人々を意識する場合（%）　[過去の調査との比較]

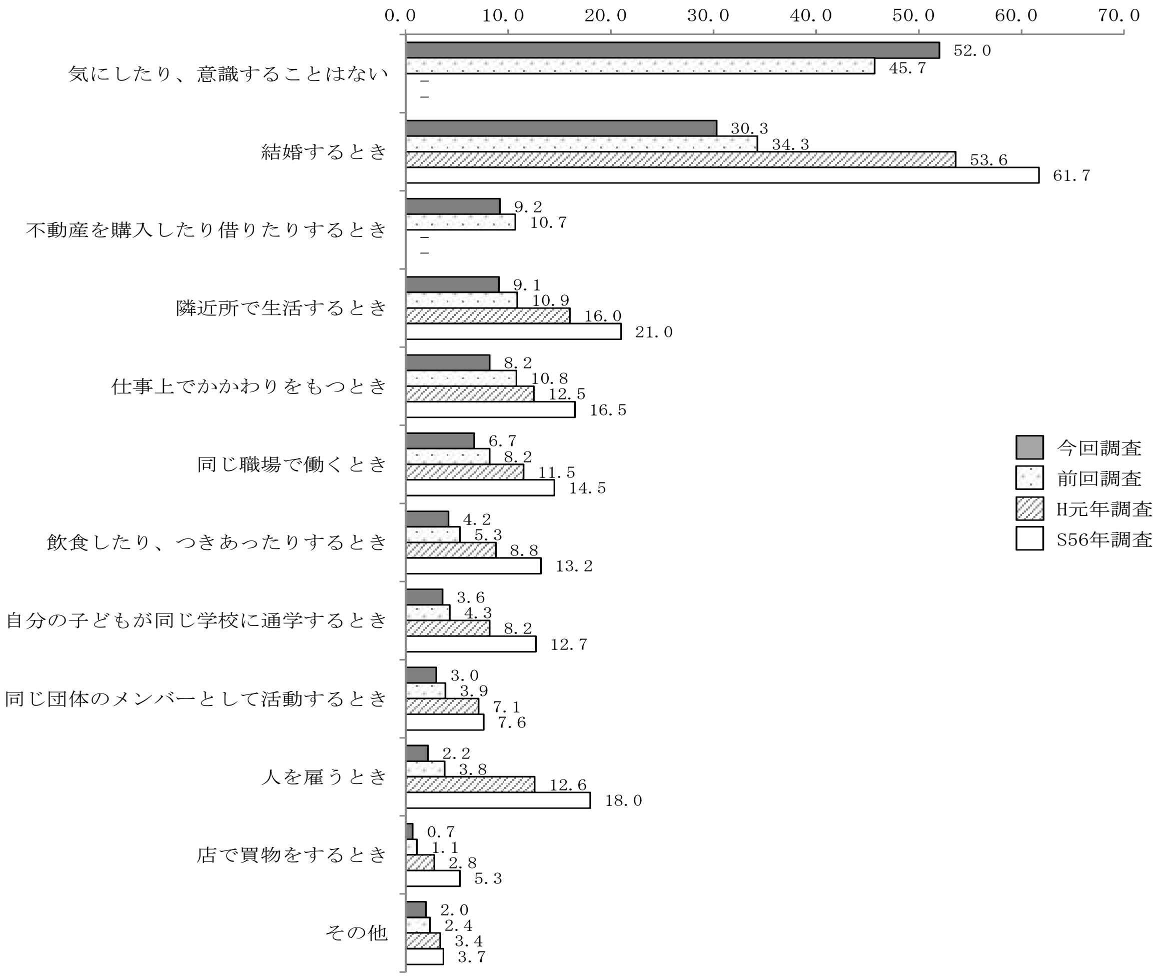

3【子ども】　第２学年　特別活動　ホームルーム活動

１　題材名　「児童虐待」について考えよう

ホームルーム活動（２）ウ「社会生活における役割の自覚と自己責任」
ケ「生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」

２　題材について

（１）題材設定の理由

近年、家族形態の変化や地域のなかでつながりが希薄化することによる育児の孤立化などにより、児童虐待が増加している。児童虐待相談の対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年に比べ、平成 25 年度は 6.3 倍に増加（平成 26 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より）し、また、児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移するなど大きな社会問題となっており、早期解決が急務となっている。

児童虐待は、子どもの成長や人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、時には命をも奪ってしまうこともあり、あってはならない人権侵害である。この問題は、大人の課題として捉えられることが多い。しかし、解決に向けた長期的な視点で見た場合、将来、親になるであろう生徒に未然防止の視点で取り組んで行く必要があると考える。

児童虐待について学ぶことで、自分を見つめなおし自身も大切にされ守られるべき存在であることを再確認させるとともに、社会の一員として、子ども一人一人の人権を尊重し子どもを大切に育てる意識を高めさせたい。そして、「自分や他の人を尊重し大切にする」ための実践的な行動力を集団活動を通して育成したい。

（２）生徒観　省略

（３）本題材の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本題材は、特別活動におけるホームルーム活動（２）適応と成長及び健康安全　ウ「社会生活における役割の自覚と自己責任」、ケ「生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」に位置付く学習である。

また、家庭科（家庭基礎）「２－（１）人の一生と家族・家庭及び福祉」及び、公民科（現代社会）「２－（１）私たちの生きる社会及び（２）現代社会と人間としての在り方生き方　ウ　個人の尊重と法の支配」に関連させることができる。

３　人権教育の視点

「児童虐待」について考えさせることにより、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関しての基本原理を理解させ、社会の一員として、子ども一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識させる。

また、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要性についても気付かせ、「児童虐待」を許さない社会づくりに向けて主体的に行動しようとする意欲や態度を育てたい。

本題材は、知識的側面の「人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識」、価値的・態度的側面の「人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度」、技能的側面の「人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　題材の目標

・「児童虐待」について知り、社会の一員として子ども一人一人の人権が尊重される社会づくりについて考え、行動しようとする、自主的、実践的な態度を育てる。

５　題材の評価規準

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自他の考えを尊重しながら、子ども一人一人の人権が尊重される社会づくりについて考えようとしている。	児童虐待について、その解決のために自分にできることを考え、判断し、実践している。	自己の役割と責任を自覚し、現在及び将来の生活の中で直面するかもしれない児童虐待に対して、問題解決の方法や態度を学び理解している。

６　題材の指導計画（事前、事後の活動を含む）

	時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
１年次	事前の活動（現代社会）	○日本国憲法における基本的人権の保障、児童の権利に関する条約、児童虐待の防止等に関する法律などを学び、生命の尊重や自由・権利と責任、人間の尊厳などについて考察する。	・広い視野に立って多様な角度から、各人がもっている固有の権利や責任について理解を深めさせ、自己との関わりに着目させながら、人間としての在り方生き方について考えさせる。
	事前の活動（家庭基礎）	○児童虐待について、データを用いながら、現状（日本、県）や種類などを知り、児童虐待が大きな社会問題になっていることについて、その背景などを考える。また、親の役割や保育、子どもを育てることの意義について考える。	・児童虐待は様々な要因により起こる実態を知り、なぜ、増加しているのかその原因や社会的背景に気付かせるとともに、人権上の大きな問題であることを認識させる。
２年次	事前の活動（学校行事等）	○児童虐待についての講演を聴き、子どもは守られ、一人の人間として尊重される存在であることを理解させ、感想をまとめる。	・当事者や関係機関職員の体験を通して現状を知り、児童虐待が自分たちに身近な問題であることを捉えさせ、その解決に向けた手立てを考えさせる。

	本時の活動 ホームルーム活動）	○前回のまとめより、それぞれの意見や、児童虐待の解決に向けて出された課題を全体で共有する。そして、社会の一員として、子育てに悩んでいる親やその子どもに対してどんな支援ができるか、また、自分や配偶者が将来、児童虐待をしないために、どんなことを心がけていかなければいけないかなど、自己の生き方を考える。	・児童虐待は、周りの支援が必要であり、子育てを地域社会で支え、親や子どもへの援助や心のケアが必要であることを理解させる。また、将来、親となるであろう生徒に、児童虐待の未然防止の視点から、親として考えさせ、子ども一人一人を尊重しようとする人権意識を高める。
	事後の活動 ホームルーム活動）	○振り返りチェックシートに記入して、児童虐待のない社会の実現に向けた行動ができているか確認をする。	・社会の一員として私たち一人一人の行動が大切であることを再度全体で確認させる。

7　本時の指導

（１）本時の目標

・児童虐待を許さない社会づくりに向けて、自分ができることを考え、子どもの人権を尊重しようとする意識を高める。

（２）展開

	学習活動	人権教育に関わる留意点等
導入	○本時の流れを説明する。 ○前時にまとめた感想や意見を全体で共有する。	・児童虐待は、人権上の大きな課題である点を確認させる。 ・児童虐待の経験がある生徒もいるかもしれないので、虐待をしている親や家族の問題としてではなく、地域や社会の問題であり、その支援の取組も地域や社会の在り方として考えていくべきことを確認する。

展開	児童虐待を許さない社会づくりに向けて、自分ができることを考えよう。	
	○児童虐待を許さない社会を作っていくために、 ①「将来、親になったときできること」 ②「今、社会の一員として地域のなかで心がけていなければならないことやできること」を考え、グループで意見を交流する。 ・個人で、①②について、付箋にそれぞれ記入する。 ・グループになり、発表者、模造紙への記録者を決める。 ・それぞれが記入したことを説明しながら、模造紙に貼っていく。 ・グループで出た意見を整理し、まとめて、タイトルを付け発表の準備をする。 ○それぞれのグループから発表する。	・①「将来、親になったときにできること」については、様々な理由や選択により、親にならない場合もあるなど、多様な生き方があることを伝える。 ・様子を見ながら、前時の講演では、どのような事例があったか思い出させる。 ・どうしても書けない場合は、ペアで考えさせる。 ・一方的に主張するだけでなく、他者の意見に耳を傾け、共通点や相違点を明らかにし、相手の立場や考え方を理解するように努め、まとめていくようにさせる。
まとめ	○児童虐待防止法や相談機関等についてまとめた資料を配付し、社会の一員としての役割や、また、自分たちも守られるべき存在であることを説明する。 ○それぞれのグループの発表を聴いて、明日から実践していきたいことを一人ひとつ、グループ内で発表する。	・子どもは守られ、一人の人間として尊重される存在であることを学ぶと共に、自分たちもその守られる存在であることを認識し、自分を大切にする気持ちを高める。 ・それぞれのグループが作成した模造紙を教室に貼り、意識付けをする。

4【外国人】　第２学年　外国語　コミュニケーション英語Ⅱ

１　単元名　「映画『はりまや橋』のコメンテーターになろう」

２　単元について

（１）単元観

現在高知県の外国人住民数は約 3500 人、その国籍は約 43 の国々（平成 25 年末高知県国際交流課調査による）である。今後もグローバル化が進むことが予想され、語学力と人権感覚を身に付けることは高知県民にとっても必要不可欠である。

この単元では映画「はりまや橋」を素材に、人種、年齢、性別、歴史的背景、居住地など異なるものを受入れ、関係を築いていくことの大切さを考える。また、自然の美しさや人の温かさ、祭りの活気など高知のよさを伝える表現を考え、この映画のみどころをコメントできるようにしたい。また、この物語は英語と日本語で展開することから、日常会話はもちろん、日本語と英語の表現の違いなどを学ぶことができる。

（２）生徒観　省略

（３）本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

①　生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践できるように具体的な言語の使用場面を設定して、「ウ　聞いたり読んだりしたこと、学んだことや体験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合ったり意見の交換をする。」言語活動を英語で行う。

②　①に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。「エ　説明や描写の表現を工夫して相手に効果的に伝わるように話したり書いたりすること。」に位置付く学習である。

本単元で使用する紹介文の日本語訳は、公民において「外国人差別」の教材として使用することも考えられる。

３　人権教育の視点

この映画の監督 Aaron　Woolfolk 氏は、高知の生徒たちに、「国籍、人種、世代を超えて人々はお互いを理解し、関係を構築していくことができる。過去に痛みや闘争があっても、人は和解し、新たな未来へ向かって行動していくことができる。」と、この映画にこめられたメッセージを伝えている。そこで、自分の置かれている環境（国や文化など）を越えて、他者を理解しようとする態度を育成していきたい。

本単元は、知識的側面の「人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」、価値的・態度的側面の「自他の価値を尊重しようとする意欲や態度」、「多様性に対する開かれた心と肯定的評価」、技能的側面の「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」、「人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　単元の目標

・英語での発表を通して仲間の意見を受け止め、自分の意見を仲間に伝える、など主体的にグループワークに取り組む。
・映画監督の意図や内容を理解したうえで、自分の意見を英語で書き、相手に伝える。
・映画で使われた表現などを使って書かれた映画のおすすめコメントを聞いて理解する。

５　単元の評価規準

コミュニケーションへの関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化についての知識・理解
英語での発表を通して仲間の意見を受け止め、自分の意見を仲間に伝える、など主体的にグループワークに取り組んでいる。	映画監督の意図や内容を理解したうえで、自分の意見を英語で書き、相手に伝えることができる。	映画で使われた表現などを使って書かれた映画のおすすめコメントを聞いて、理解できる。	

６　単元の指導計画（全３時間）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
第1時	○映画のおすすめコメントを書き、相手に伝えるという単元目標を知る。 ○映画監督が書いた紹介文を読み、映画を見るポイントを知る。 ・重要語彙・語句(人権に関わるキーワードとなるもの）を確認する。	・監督の Aaron について確認させる。 （かつて高知で ALT をしていた監督） なぜ主人公の父親が日本を嫌っているのか。 なぜ父親は日本に来ることを決めたのか。 日本とアメリカの第２次世界大戦の見方。 なぜ主人公は両親と離れて暮らすのか。 主人公の父親の心境の変化。 主人公の父親が日本の文化を受け入れた瞬間。
学校行事	○映画のよさをどう伝えるのか、考えながら視聴する。	**※映画の視聴（約 120 分）は、授業、または総見や人権の講演等で行う。**
第2時	○差別に関する歴史や現状を理解し、自分の考えをまとめる。 ・ワークシートの記入 ・ワークシートの記述内容の共有 ・「自分がこの映画のおすすめコメントを書き込むとしたらどう書くか」を宿題で考える。	・登場人物の言動を通して、第２次世界大戦の見解の違いや黒人に対する差別の現状などを理解させる。
第3時（本時）	○監督の意図やストーリー、その登場人物の心情を理解したうえで、この映画のおすすめポイントを書く。 ・ワークシートを読みながら内容を復習する。 ・監督からのメッセージを黙読する。 ・自分の意見をまとめ、英語でおすすめコメントを書く ・グループで発表する。 ・グループリーダーが全体に発表する。	・映画を見てまとめたポイントや、自分が感じたこと、高知のアピールをふまえたおすすめコメントにさせる。 ・相手意識をもたせる。(県内の中学生・県外の中高生・県内の ALT へあてたコメント／インターネットの映画レビューなど)

７　本時の指導　（３／３時間）

（１）本時の目標

・監督の意図やストーリー、その登場人物の心情を理解したうえで、この映画のおすすめコメントを書く。

（２）展開

	学習活動 ★は評価（下線部分は人権に関わる）	人権教育に関わる留意点等 ☆は英語の留意点
導入 Small Chat	○ペアで、あるテーマについて１分ずつ英語で意見を言う（好きな映画や最近見た映画について）。	
展開 ①reading	○監督からのメッセージを各自で読む。	・監督がこの映画を作った意図や、主人公たちの心情を再確認する。 ・内容理解を図るため、生徒の理解度に応じたワークシートを作成したり、英文を読み終わった後に、日本語訳を配付したりするなど、生徒の状況によって対応する。
② thinking & writing	○自分の映画コメントを英語で書く。 ・一人一人が思う、この映画のおすすめポイントを英語にする。 ★映画の内容（<u>黒人の父親の心情の変化</u>や、高知の良さ）を理解し、自分の意見を含めて英語でコメントを書けるか。	☆①で確認したことや、自分の感想など自由に記入する。 ・書く指導において、最初に日本語で書き、次に英文にするなど、生徒の状況によって対応する。 ★映画監督の意図であった、異なった国・人種・世代を超えて理解を深めること、関係を構築していくことができるということが理解できたか。 ★黒人が今でも直面している差別の現状など理解できたか。
③ presentation in a group	○グループで発表する。 ・自分の考えを他の人にわかりやすく伝える。 ・他の生徒の考えを知る。 ★仲間のコメントを聞き、よいところを見つけることができるか（日本語で書けるか）。 ・グループの仲間に伝わるように話す。 ・仲間の意見を聞く。	・自分とは違う考え方があることを知る。 ★仲間の考えを尊重し、肯定的な評価ができるか。

まとめ summary	○全体で共有する。 ・各グループで、最もよいと思われるコメントを決め、全体にも発表する。 ○仲間の意見や発表態度のよいところやアドバイスをメモする。 ★仲間のコメントを聞き、よいところを見つけることができるか（日本語で書けるか)。 ・クラス全体に伝わるように話す。 ・仲間の意見を聞く。	・仲間の意見を聞き、よいところやもっとよくするためのアドバイスを見付ける。

Worksheet 1 “ Let’s be a COMMENTATER of a film!”

1. Before watching the movie, “Harimayabashi”

(1) Who made the film?

(2) Where in Kochi did he worked?

(3) What did he do there?

(4) Why do you think he made this film?

Introduction

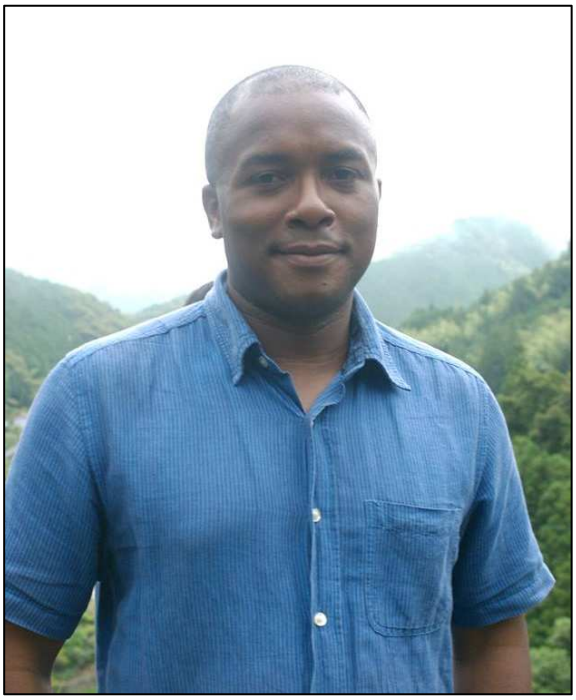

My name is Aaron Woolfolk, and

I am a filmmaker. I was born and raised in Oakland, California (in the San Francisco Bay Area) in the United States of America.

I attended college at the University of California at Berkeley. After I graduated I went to Kochi-ken and worked as an Assistant Language Teacher (ALT) on the Japan Exchange and Teaching (JET) Program. I lived in Susaki-shi and worked for the Takaoka County Board of Education.

Later I moved to New York City, where I attended Columbia University and received my graduate degree in film. I have made three films in Kochi: For my final project in graduate school I made the short films ***Eki*** and ***Kuroi Hitsuji***. Later, I returned to Kochi and made the film ***Harimayabashi***, which was shown in movie theaters in both Japan and America. I have made other films in America, and I also wrote a play. Now I live in Los Angeles. I continue to visit Kochi frequently.

2 – (   ) No.(   )

Name(   )

Worksheet 2 “ Let’s be a COMMENTATER of a film!”

2. Points in watching part

(1) Why does the American father dislike Japan?

(2) What did he decide to come to Japan for?

(3) What does Ms. Inoue think of the World War Ⅱ?

(4) How about the American father? What does he think of the World War Ⅱ?

(5) Why does Noriko Kubo live apart from her parents?

(6) At first, the aim of the American father was to collect his son’s pictures. But now, he has changed his mind. Why?

(7) We can clearly find the moment that the father has accepted Japan, Japanese people, and the Japanese culture. When was it?

3. What was it that the director, Aaron wanted to tell us?

2 － ( ) No.( )

Name( )

Worksheet 3　　　“ Let’s be a COMMENTATER of a film!”

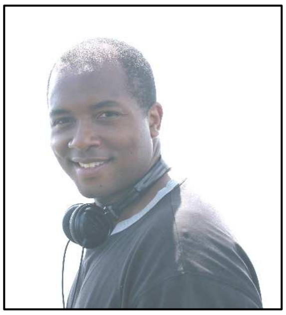

4. The message from Aaron

I decided to make ***Harimayabashi*** because I wanted to make a movie about tolerance; and about people making connections and creating understanding between different countries, races, and generations.
And I wanted to show that, despite the pain and conflicts of the past, people can reconcile and move together into the future.

I also wanted to make a movie that shows the beauty of Kochi...its land, its culture, and its people. Kochi has been part of my life for more than 20 years now, and it has given me a lot of inspiration. So it was very important to me to tell a story about human tolerance that happens in a place I love very much.

5. Write the comments to recommend “Harimayabashi”

コメントの対象に○をしよう　県内の中高生／県外の中高生／県内の ALT／映画レビュー／その他

【　　　　】

____

____

____

____

____

____

____

____

____

____

2 － (　　　　) No.(　　　　　　　)

Name(　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

Worksheet 4 “ Let’s be a COMMENTATER of a film!”

6. Find the good points of your friends’ ideas and presentations

Name	Good points	Advices

7. Find the good points of other groups’ ideas and presentations

Group	Good points	Advices

2 – ( ) No.( )

Name( )

5 【ＨＩＶ感染者等】　第１学年　保健体育　保健

１　単元名　　（１）現代社会と健康　　イ　健康の保持増進と疾病の予防

２　単元について

（１）単元観

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があることを理解できるようにする。

喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。

感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いが見られること。その予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があることを理解できるようにする。

（２）生徒観：省略

（３）本単元の学習指導要領上の位置づけと関連的な指導

本単元は、科目保健の内容「（１）現代社会と健康　イ　健康の保持増進と疾病の予防」に位置付く学習である。

健康を保持増進するためには、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解させる。

また、本単元は、看護　成人看護　内容（２）機能障害と看護　オ「生体防御機能と看護」等に関連させることができる。

３　人権教育の視点

ＨＩＶ感染の予防方法とあわせて「正しい知識」を広め、固定観念や偏見を払拭していく。また、差別に向き合う感染者等の生き方から自分の生き方を見つめ直し、共に生きる社会を築いていこうとする態度を身に付けさせる。

本単元は、知識的側面の「自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識」、価値的・態度的側面の「人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度」、技能的側面の「他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

4　単元の目標

・生活習慣病、日常の生活行動及び感染症とその予防に関する資料を探したり、見たり、読んだり、課題の解決に向けての話合いや意見交換したりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとすることができるようにする。「関心・意欲・態度」

・生活習慣病、日常の生活行動及び感染症とその予防に関する資料等で調べたことを基に課題を見付けたり、整理したり、学習したことを、個人及び社会生活や事例などと比較したり、分類したり、分析したりなどし、筋道を立ててそれらを説明することができるようにする。「思考・判断」

・保健の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること、喫煙と飲酒は生活習慣病の要因になること、薬物乱用は心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと、喫煙と飲酒、薬物乱用の対策には、個人や社会環境への対策が必要であること、感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること、感染症の予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があることを理解することができるようにする。「知識・理解」

5　単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	知識・理解
喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、課題解決に向けての話合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。	喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、分析したり、評価したりするなどしている。また、筋道を立ててそれらを説明している。	喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと、喫煙と飲酒、薬物乱用の対策には、個人や社会への対策が必要であること、感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること、感染症の予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があることについて、理解したことを発言したり記述したりしている。

6　単元の指導計画（全６時間）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
第１時	「喫煙と健康」 ○喫煙が生活習慣病の要因になることを、発言したり記述したりする。 ・喫煙の健康影響 ・喫煙開始の要因と依存性 ・喫煙への対策	・喫煙という行為を考えさせて、生活習慣病の予防や受動喫煙への配慮など、責任を負う意志や態度を育てる。

第2時	「飲酒と健康」 ○飲酒への対策について、筋道を立ててそれらを説明する。 ○個人的及び社会的な対策の必要性を、発言したり記述したりする。 ・飲酒の健康影響 ・飲酒開始の要因と社会問題 ・飲酒への対策	・成人になり、社会人として適切な飲酒が、他者と対等で豊かな関係を築くものであることを考慮させる。
第3時	「薬物乱用と健康」 ○薬物乱用は深刻な影響を与えることから行なってはならないことを、発言したり記述したりする。 ○仲間と意見交換するなどの学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。 ・薬物乱用の健康影響 ・薬物乱用の要因と社会問題 ・薬物乱用の防止と対策	・薬物乱用は１回でもダメという、自身への行為に責任を負う意志や態度を育てる。
第4時	「現代の感染症」 ○時代や地域によって違いがみられることを、発言したり記述したりする。 ・感染症とは ・新たに注目される感染症 ・再び問題となっている感染症	・現在の感染症を実態や現状について、偏見などをもつことがないように、正しい知識を理解させる。
第5時	「感染症の予防」 ○個人的及び社会的な対策を行う必要があることを、発言したり記述したりする。 ○感染症の予防について、筋道を立ててそれらを説明することができるようにする。 ・感染症予防の原則 ・現代の感染症対策	・感染症の予防法や治療法について、多くの感染症に対し、効果的な予防や治療ができることを理解させる。
第6時（本時）	「性感染症・エイズとその予防」 ○学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較や分析・評価する。 ○仲間と意見交換する。 ・性感染症・エイズ ・性感染症・エイズの予防	・ＨＩＶ感染者と対等で豊かな関係を築くことができる行動について考察させる。

７　本時の指導（６／６時間）

（１）本時の目標

・学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、分析したり、評価することができるようにする。

・仲間と意見交換するなどの学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。

（２）展開

	学習活動と内容	人権教育に関わる留意点等
導入	○本時のねらいの確認 ・本時の目標や流れについて理解する。 ○エイズ等の実態 ・中学校での既習事項を復習する。	・生徒の欠席者、忘れ物状態、健康観察をする。 ・病原体・感染経路等について確認させる。
展開	○エイズ等の現状 ・世界全体の動向と日本の動向を理解する。 ○日本のエイズ等の対策 ・日本の各機関で「情報提供」「検査や相談」「治療」を行っていることを理解する。 ○個人の対策 ・エイズ等の現状、日本のエイズ等の対策を基に、ＨＩＶ感染についての考えや実践について意見をもち、グループで意見交換を行う。	・日本のＨＩＶ感染者は 20～30 歳台に多く、これからその年齢層に入ることを意識させる。 ・月ごとの発生状況が分かる情報提供、保健所による検査と相談、拠点病院による専門的治療について理解させる。 ・性感染症を予防する視点をもたせる。 ・日本の各機関の取組を活用する視点をもたせる。 ・ＨＩＶ感染者との対等で豊かな関係づくりの視点をもたせる。
まとめ	○本時のまとめ ・本時の感想を記入し、発表する。 ○次時の確認	 ・本時のよかった点を誉める。

6【子ども】　第２学年　家庭　家庭総合

１　小単元名「親の役割と子育てを支える社会的支援」

２　単元について

（１）単元観

子どもは家庭生活のなかで、親や他の家族、周囲の人々とのかかわりを通して育っていく。特に、乳幼児期には親との愛着を形成することが重要であり、その愛着が基盤となって多くの人たちと信頼関係を築くことにつながっていく。子どもが愛着を形成し、健やかに育つためには、親や家族のかかわり方、またその家庭を支える社会のあり方が重要である。しかし、子どもを取り巻く環境においては、児童虐待などの子どもに対する不適切なかかわりが社会問題として取り上げられることが多く、その要因の一つには家庭の機能が十分に果たされていないことが挙げられる。これから親になる世代に対し、親や家族の役割を認識させ、子どもとの適切なかかわり方を学ぶこと、また社会の一員として、子育てを支える社会的支援の必要性を考えさせることは重要である。

本単元では、親や家族のかかわり方や家庭生活が果たす役割の重要性について認識させ、子どもを取り巻く環境にはどのような問題点があるかを考えさせる。また、保育の第一義的な責任は親にあるが、それを支える社会的支援が必要であることを認識させ、子どもに関する条約等の理念を踏まえ、子どもの最善の利益について考えさせる。

（２）生徒観　省略

（３）本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は、教科の内容「（２）子どもや高齢者とのかかわりと福祉　ア　子どもの発達と保育・福祉　（ウ）親の役割と子育て支援、（エ）子どもの権利と福祉」に位置付く学習である。

家庭総合の内容「（６）ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」に関連させ、学校家庭クラブ活動の一環として幼稚園・保育所等を訪問し、実際に子どもたちと触れ合う等の活動を設定することができる。

３　人権教育の視点

親として子どもとかかわる学習を通して、子どもを一人の人間としてとらえ、尊厳や価値を尊重しようとする意欲や態度を育てたい。また、児童虐待等の人権侵害を受けている子どもたちや虐待に追い込まれる親たちを支援する社会体制に気付かせるとともに、子どもに関する条約等の基本的理念を理解させることで、子どもたちの人権を守ろうとする意欲や態度を育てたい。

本単元は、知識的側面の「人権関連の主要な条約や法令等に関する知識」、「人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識」、価値的・態度的側面の「自他の価値を尊重しようとする意欲や態度」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

4　単元の目標

・親の役割と子育て支援、子どもの権利と福祉などについて理解し、子どもの健やかな発達を支える保育の重要性や社会の果たす役割について認識する。

5　単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
子どもの保育と福祉について関心をもち、実践的・体験的な活動を通して主体的に学習活動に取り組んでいる。	子どもの保育と福祉について、現代の家庭や地域の生活を見つめて課題を見いだし、その解決を目指して思考を深め、適切に判断し、表現している。	子どもの健やかな発達を支援するために必要な技術を身に付けている。	子どもの保育と福祉について理解し、家族及び地域や社会の果たす役割を認識するために必要な知識を身に付けている。

6　単元の指導計画（全４時間）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
第1時（本時）	○子どもを育てる親の役割 ・親の責任や役割について理解し、親としての子どもへのかかわり方について考える。	・親のかかわり方が子どもの発達に重要な役割を果たすことを認識させ、親としての子どもへの適切なかかわり方について考えさせる。
第2時	○子どもを取り巻く環境 ・子どもを取り巻く環境の変化やそれに伴う問題点について考える。	・家族の形態や家庭の機能の変化、児童虐待に着目させ、今の子どもを取り巻く環境と問題点について考えさせる。
第3時	○子どもや子育てを支援するしくみ ・子どもや子育てしている親を支える社会の支援の必要性について考える。	・子育てにかかわる社会的支援の事例を通して、子育ての第一義的責任は親にあること、社会もその責任の一端を担っていることに気付かせ、社会的支援の必要性について考えさせる。
第4時	○子どもの権利と福祉 ・「児童憲章」や「児童福祉法」、「児童の権利に関する条約」の基本的理念を理解し、子どもの権利と福祉について考える。	・世界の子どもたちの現状を踏まえ、子どもたちが一人の人間として尊重されるために、子どもの最善の利益としての権利について考えさせる。

7　本時の指導（１／４時間）

（１）本時の目標

・親の責任や役割について理解し、親としての子どもへのかかわり方について考える。

（２）展開

<table>
<tr><th></th><th>学習活動</th><th>人権教育に関わる留意点等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">導
入</td><td>○前時の学習内容を確認する。（「子どもの発達」「子どもの遊び」）

○本時の学習内容を確認する。</td><td>・子どもは、発達に応じて、できることがだんだんと増えていくこと、子どもの身体や心の発達には、遊びが重要な役割を果たしていることを確認する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">親として、子どもへのかかわり方を考えよう。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">展

開</td><td>○疑似親子の３～４人のグループをつくり、ロールプレイングを実施する。</td><td>・親役、子ども役、観察役を決めさせ、それぞれに指示をする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜子ども役への指示＞
３歳の子どもです。紙コップが大好きで、紙コップを倒すことが一番好きな遊びです。親の持っている紙コップをとって、とにかく笑顔で紙コップを倒し続けましょう。
＜親役への指示＞
子どもが少し具合が悪いようです。薬を飲ませて寝かせるように、医者に言われています。子どもは、自分で紙コップを持って飲むことができるので、自分で飲ませてください。
※紙コップには、薬が入っているとします。
＜観察役（１～２人）への指示＞
子ども役と親役の表情や語気などを観察します。</td></tr>
<tr><td>○ロールプレイング後の気付きをまとめ、グループで話合う。（グループ→全体）</td><td>・親役の意見、子ども役の意見、観察役の感想をグループで発表させ、それぞれの立場の意見を共有させる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜親役の感想例＞
・子どものための薬なのに、何度も倒されて、ちょっとイライラした。
・なんでこんなに倒すのかが分からない。何が楽しいのだろう。
・怒鳴ってしまいそうになった。
＜子ども役の感想例＞
・何回もすすめるので、遊ぶのをやめて薬を飲んでみようかなと思った。
・だんだんと親役の顔が怒ってき始めたようで、ちょっと怖かった。
・コップを倒すことの何が楽しいのかな。
＜観察役の感想例＞
・親役は、紙コップを何度も倒されるうちに、言葉が少し荒くなっていた。
・親役が辛抱強くがまんしているなと感じた。
・子ども役は本当に楽しそうに紙コップを倒していた。
・子ども役が途中から遠慮がちに紙コップを倒し始めていた。</td></tr>
<tr><td></td><td>・子どもは親の思いどおりの行動をするとは限らず、子どもの行動の意味を知ろうとすることが重要であることを伝える。</td></tr>
</table>

		・既習事項である、子どもは日々の遊びを通して学び、成長していることとつなげ、子どもの気持ちをくみ取って対応することが心身の発達に大切であることに気付かせる。
	○追加された場面設定の中で、自分が親だったら子どもにどのような対応をするか考える。（個人→全体） 場面設定例 ：仕事でひどく疲れているときに、子どもに薬を飲ませて、寝かせなくてはいけない	・子どもとかかわるときの親の状況にも着目させ、親の状況にかかわらず、子どもは自分の気持ちや欲求により行動することを気付かせる。 ・子どもは親の表情等から親の気持ちを感じ取ることがあることをロールプレイング時の感想等から取り上げ、親の態度は子どもに伝わっていることに気付かせる。
	○親の養育態度による、子どもの人格形成に生じる影響について考える。 親子関係のタイプ：過保護、溺愛、無視、残酷	・生徒の家庭環境には十分に配慮して説明を行う。 ・４つのタイプに偏りがちな養育態度では、反抗や依存、情緒不安定といった子どもの人格が形成されやすいことをおさえ、いずれのタイプにも偏らない親子関係が望ましいことを伝える。 ・子どもに対し、親としての適切なかかわり方が重要であることを理解させるために、子どもの気持ちに寄り添い、親子の信頼関係を築くことで、子どもの情緒は安定し、自立が促されていくことを伝える。
	○子育て体験等の資料から、子育てにおける親の役割と責任を読み取る。	・子育て体験談やグラフ等の資料を提示し、親として自覚や責任をもち、家族で協力して子育てにあたることが大切であることを伝える。
まとめ	○子どもの行動には意味があること、その行動を尊重するためには親としてどのようにかかわることが必要なのかを考え、文章にまとめる。 ○次時は子育てにおける問題点について学ぶことを知る。	・子どもの人権を守るための親の役割と責任という視点から考えを文章にまとめさせる。 ・子育てに困ったときや悩んだときに、誰に相談できるかを投げかけて、次時の学習につなげる。

7【様々な人権課題】　第１学年　国語　国語総合

１　単元名「ブックトークをしよう」～様々な人権課題をテーマにして～

２　単元について

（１）単元観

幅広く本や文章を読むことで、情報を適切に入手し利用する能力を高めることや、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることは、社会人として必要とされる国語の能力の基礎として重要である。

本単元では、個別的な人権課題に関する複数の図書を活用し、読むこと（２）言語活動例イ「情報を読み取り、まとめて発表する言語活動」として、ブックトークを行い、読むことの指導事項 オ「幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。」を指導するものとした。

ブックトークの目的は「その本の内容を伝えること」ではなく、「聞き手にその本を読んでみたいという気持ちを起こさせること」である。そのためにブックトーカーはあらかじめテーマを決め、紹介すべき本を種々取り混ぜて選択し、自分のものの見方や感じ方等を含めた紹介の仕方を考えておく必要がある。

また、本を紹介するだけではなく、他者の発表を聞いて、紹介された本を読みたいと思った度合いを評価させることとした。これは、相互評価を行うことにより、自分の考えと比べ、ものの見方、感じ方、考え方が違う他者を受容していくことを意識させるためである。

（２）生徒観　省略

（３）本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元の指導事項は、Ｃ読むこと　オ「幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。」に位置付く学習であり、言語活動例 イ「情報を読み取り、まとめて発表する言語活動」として、ブックトークを通してその内容を指導するものとした。

本単元で使用する参考図書は、各教科等で行う授業にも活用することが考えられる。

３　人権教育の視点

様々な人権課題をテーマにした本を探してブックトークをすることによって、個別的な人権課題についての知的理解を深めたい。また、ブックトークを通して、能動的な傾聴や適切な自己表現等のコミュニケーション技能を育成していきたい。

本単元は、知識的側面の「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」、技能的側面の「人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」「能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　単元の目標

・幅広く本や文章を読み、情報を適切に入手し利用する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしようとする。
・情報を適切に入手し利用する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにする
・ブックトークに必要な文や文章の組立てを理解したり、語句の文脈の中におけるニュアンスの効果を考えたりする。

5　単元の評価規準

関心・意欲・態度	読む能力	知識・理解
様々な本や文章の書き手の意図を捉え、共感したり、疑問に思ったり、思索したりしようとしている。	様々な本や文章の書き手の意図を捉え、共感したり、疑問に思ったり、思索したりしている。	文章の組立てや語句の意味・用法について理解している。

6　指導と評価の計画（全４時間）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
第1時	○ブックトークの目的や仕方を知る。 ・教科書を読みブックトークの目的や仕方を理解する。 ・様々な人権課題のなかから生徒自ら一つ選び、同一課題ごとにグループ（４～５名）をつくる。	・人権課題を踏まえた視点でブックトークを行う意図について確認させる。 ・人権課題が重複しないようにし、広く人権課題を扱うようにする。 ・人権課題が決まらない生徒には、県民に身近な10の人権課題の特徴等を示す。
第2時	○個人でブックトークの構想を考える。 ・自分の選択した人権課題に関する図書資料を読み、人権課題について考え、メモにまとめてブックトークの構想を練る。 ・自分の選んだ本について、グループ内でブックトークの構想を説明する準備をする。	・選択した課題に関する本の内容について共感したり、疑問に思ったりしたこと等をメモさせる。 ・紹介する本をきっかけに人権課題を深く知る契機となるようにする。
第3時（本時）	○グループ内でブックトークの内容を決め、シナリオをつくる。 ・各自の構想を出し合い、ブックトークする内容を決定する。 ・紹介する本、分担を決め、シナリオをつくる。	・互いの考えで、共通点や相違点、新たに考えたこと等をグループ内でまとめ、構成を考えさせる。 ・引用部分や出典を明示するなど、著作権を尊重することを意識させる。
第4時	○各グループ毎にブックトークを行い相互評価する。 ・２グループで一つとなり、それぞれが発表、相互評価し合う。 ○ブックトークを振り返る。 ・ブックトークの内容や相互評価を参考にしながら、人権課題に対する自分のものの見方、感じ方、考え方を他者と比べ、その違いがなぜあるのか等について話し合い、自分の考えを深める。	・ブックトークの内容について、共感する点や疑問点、新たに考えたことなどをメモしながら聴くように事前に指示する。 ・互いの考え方等の相違を認め、他者を受容するため、否定的な発言は控えるよう促す。

７　本時の指導（３／４時間）

（１）本時の目標

・各自が選択した本に関するブックトークの構想から、書き手の意図を捉え、共感したり、疑問に思ったり、思索したりしたことを話し合いグループで一つのブックトークにまとめる。

（２）展開

	学習活動	人権教育に関わる留意点等
導入	○本時の学習の確認 ・書き手の意図や自分たちが共感したこと、考えたことが分かりやすく伝わるよう工夫することを確認する。	
展開	○グループ内で紹介する本を決める。 ・自分の選択した人権課題に関する本について、その特徴や自分が評価した点など、ブックトークの構想を出し合う。 ・紹介する本を選ぶ。 ・本の概要を既読者が説明する。 ・ブックトークの中心に何を話すかを考える。 ・どのページを特に紹介したいかをメモする。 ○分担を決め、シナリオをつくる。 ・自分たちの選択した人権課題に対する書き手の意図や自分たちの考えが伝わるように推敲する。 ○シナリオの確認 ・人権課題を踏まえ、自分たちの考えや本の魅力が伝わるようになっているかを検討する。	・互いの考えで、共通点や相違点、新たに考えたこと等をグループ内でまとめ、ブックトークの構成を考えさせる。 ・本の情報の信頼性や根拠などに注意させる。 ・引用部分や出典を明示するなど、著作権を尊重することを意識させる。 ・聞き手が誰であるのかを確認させ、相手意識をもたせる。 ・机間指導により、効果的な資料紹介の工夫について意識させる。 ・選んだ人権課題の重要性や自分たちとの関係が明示され、興味がわく内容になっているか確認させる。
まとめ	○シナリオをつくることを通した自分の考えの変化を振り返って書く。 ・友達の考えから気付いたことは、必ず書くようにする。	・人権課題に対する自分の考えの深まりや広がりに気付くようにさせる。

参考図書

【同和問題】

●『被差別部落の青春』　講談社　角岡伸彦
●『はじめての部落問題』　文藝春秋　角岡伸彦
●『とことん!部落問題』　講談社　角岡伸彦
●『橋のない川』　新潮社　住井すゑ
●『部落問題と向きあう若者たち』　解放出版社　内田 龍史
●『路地の教室―部落差別を考える』　筑摩書房　上原 善広
●『被差別の食卓』　新潮社　上原 善広

【女性】

●『女性の権利‐ハンドブック女性差別撤廃条約 (新版)』岩波書店　国際女性の地位協会　赤松良子
●『女性差別撤廃条約と私たち』　信山社　加城千波、大村恵美
●『世界中のひまわり姫へ―未来をひらく「女性差別撤廃条約」』　ポプラ社　小笠原みどり、永田萠
●『女性差別をなくするために』　明石書店　小寺初世子

【子ども】

●『いじめの中で生きるあなたへ－大人から伝えたい「ごめんねのメッセージ」』
　WAVE出版　小森 美登里
●『完全版　いじめられている君へ　いじめている君へ　いじめを見ている君へ』
　朝日新聞出版　朝日新聞社編
●『ランドセル俳人の五・七・五　いじめられ行きたし行けぬ春の雨―１１歳、不登校の少年。生きる希望は俳句を詠むこと。』　ブックマン社　小林 凜
●『いきのびる魔法―いじめられている君へ』　小学館　西原 理恵子
●『未来のきみが待つ場所へ―先生はいじめられっ子だった』　講談社　宮本 延春
●『いじめを考える』　なだいなだ　岩波書店
●『子ども虐待』　講談社　西澤哲

【障害者】

●『飛び跳ねる思考－会話のできない自閉症の僕が考えていること』イースト・プレス
　東田 直樹
●『夢を見る力―自分を愛して、自分を信じて－』　角川書店　立木 早絵
●『耳の聞こえない私が４か国語しゃべれる理由』　ポプラ社　金 修琳
●『わたしの心のなか』　鈴木出版　シャロン・M・ドレイバー/横山和江　訳
●『五体不満足』　講談社　乙武洋匡
●『これがぼくらの五体満足』　三省堂　先天性四肢障害児父母の会
●『障害をもつ子を産むということ・１９人の体験』　中央法規
　野辺明子・加部一彦・横尾京子編
●『今日の風、なに色？　～全盲で生れたわが子が「天才少年ピアニスト」と呼ばれるまで～』
　アスコム　辻井いつ子
●『やさしさの距離　～精神障害とつきあうきょうだいと私たち～』　萌文社
　東京・川崎・横浜兄弟姉妹の会編
●『入門　発達障害と人権』　二瓶社　スティーブベーカー、エイミーテーバー

【ＨＩＶ感染者等】

●『親友は、エイズで死んだ―沙耶とわたしの２０００日』　青土社　今井 ＣＯＣＯ

●『エイズの村に生まれて―命をつなぐ１６歳の母・ナターシャ』　汐文社　後藤 健二

●『しあわせのハードル　タイでエイズ孤児たちと暮らして』　御茶の水書房　名取 美和

●『ぼくは８歳、エイズで死んでいくぼくの話を聞いて。―南アフリカの５７０万人のＨＩＶ感染者と１４０万のエイズ孤児たち』　合同出版　青木 美由紀

●『しがまっこ溶けた －詩人 桜井哲夫との歳月－』　ＮＨＫ出版　金 正美

●『ハンセン病を生きて―きみたちに伝えたいこと』　岩波書店　伊波 敏男

●『きみ江さん―ハンセン病を生きて』　偕成社　片野田 斉

●『差別とハンセン病―「柊の垣根」は今も』　平凡社　畑谷 史代

【外国人】

●『クラスメイトは外国人、多文化共生２０の物語』　明石書店　みなみななみ
「外国につながる子どもたちの物語」編集委員会

●『在日』　集英社文庫　姜 尚中

●『在日朝鮮人―歴史と現在』　岩波書店　水野 直樹/文 京洙

●『可能性としての「在日」』　講談社　李恢成

●『娘に語る人種差別』　青土社　ジェルーン・タハール・ベン

●『差別と日本人』　角川グループパブリッシング　野中広務・辛淑玉

【高齢者】

●『知っていますか？高齢者の人権　一問一答』　解放出版社
「知っていますか？高齢者の人権　一問一答」編集委員会

●『忘れても好きだよ　おばあちゃん！』　あかね書房　ダグマー・Ｈ・フェレー　ささきたづこ訳

●『わたし大好き』　童話屋　リディア バーディック　みらい なな訳

【犯罪被害者等】

●『犯罪被害者～いま人権を考える～』　平凡社　河原　理子

●『〈犯罪被害者〉が報道を変える』　岩波書店　高橋　シズエ・河原　理子

【インターネットによる人権侵害】

●『つながりを煽られる子どもたち～ネット依存といじめ問題を考える～』　岩波書店　土井　隆義

●『ソーシャルメディア中毒―つながりに溺れる人たち―』　幻冬舎　高橋　曉子

●『ソーシャルメディアの何が気持ち悪いのか』　朝日新書　香山　リカ

【災害と人権】

●『弱者に寄り添う～災害と被害者支援の実践から～』　批評社　花園大学人権教育研究センター

●『災害と子どものこころ』　集英社　清水　將之・柳田　邦男

●『高校生、災害と向き合う―舞子高等学校環境防災科の 10 年』　岩波書店　諏訪　誠二

8【技能的側面（コミュニケーション技能）】
第１学年　特別活動　ホームルーム活動

１　題材名「気持ちよく生き合っていこう！」

ホームルーム活動（２）オ　「コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立」

２　題材について

（１）題材設定の理由

生徒の人権感覚を健全に育んでいくためには、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が一体となった、学校全体としての取組が必要である。

喜怒哀楽の感情をうまくコントロールすることが苦手な生徒、相手を攻撃してしまい対人関係の悪化を引き起こす生徒、また自分の感情を抑え込むことが解決の一つだと思い、自分一人でしんどい思いをしている生徒もいる。人と関わりつながりたいと思っているものの、どのように接していいのか、どう対応していいのかが分からず、困っている生徒もいる。

ホームルーム活動で、自分の身の回りの人との人間関係の在り方について話し合うことを通して、自分の言動を振り返ると同時に、クラスメイトの言動の理由や考えを聞き、望ましい人間関係を築くためにはどうすればいいのかを一緒に考えていきたい。そして、今後の望ましい人間関係の確立につなげていけるきっかけをつくるために設定した。

（２）生徒観　省略

（３）本題材の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本題材は、特別活動におけるホームルーム活動の内容（２）適応と成長及び健康安全　オ「コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立」に位置付く活動である。

また、総合的な学習の時間や特別活動（学校行事）など、外部の方々と関わる際の事前・事後指導等と関連付けることができる。

３　人権教育の視点

望ましい人間関係の在り方や自己表現とコミュニケーション能力を育成するために、ロールプレイング等を取り入れた話合い活動を行うことで、自らの課題として捉え、自分自身の行動や対処方法に対して責任を負う意思や態度を育てる。また、よりよい人間関係を培おうとする意欲や態度を育成する。

> 本題材は、価値的・態度的側面の「人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度」、技能的側面の「能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　題材の目標

・集団のなかで自他の個性を尊重するとともに、自分らしさをいきいきと表現し生活していけるように、よりよい人間関係を構築していくための自己の在り方生き方を考え、実践する。

５　題材の評価規準

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
ホームルームや学校の生活の充実と向上に関わる問題に関心をもち、相手の気持ちを受け入れ理解しようとし、自分の気持ちも表現しながら集団活動に取り組もうとしている。	ホームルームや学校の一員として、自己の役割と責任を自覚し、周囲の生徒の思いや考えを理解しようとしながら、どのような表情や表現がその場に適切なのかを、自ら考え判断し、実践している。	充実した集団生活を築くことの意義を理解し、意見をまとめる話し合い活動の仕方などについて理解している。

６　題材の指導計画（事前、事後の活動を含む）

時数	学習活動	人権教育に関わる留意点
事前の活動（S.H.など）	○アルバイト等の経験で、無理難題を言う相手（お客様等）に出会い困った内容を書く。 （帰りのＳＨなどの時間を活用）	・これまで様々な人と出会い関わってきたことを思い出し、自分自身が困った体験を振り返らせる。
本時の活動	○教室やアルバイト先での場面を想定し、どのような対応が望ましいのか、反対に望ましくない対応時に自分はどう感じるのかを話し合い、望ましい人間関係の築き方を考える。	・人と関わるなかで、望ましくない対応をされた場合、自分はどう感じるのか、相手の立場に立って考えさせる。 ・クラスメイトの意見を聴き、自分の考え方と比べることによって気付きを得ることで、望ましい人間関係の築き方を理解させる。
事後の活動（S.H.など）	○自己決定したことを意識し、実践することができているか、確認する。 （帰りのＳＨなどの時間を活用）	・自ら決めたことを、実践することができているのか確認をし、できていなければ、今後どうするのかを再確認する。 ・１か月間を目標に実践につなげていくことを促し、１週間に一度クラスで確認させる。

７　本時の指導

（１）本時の目標

・自己の言動の自己評価や他者評価を行うことで、これまで気付かなかった自分に気付き（自己理解）、これからの他者とのよりよいコミュニケーションの取り方について考え、自己の在り方の目標を決定する。

（２）準備物

・ストップウォッチ

・６人グループを作っておく。（机配置・グループ掲示）

・事前の活動（アルバイト等で困った体験談を記入する）で集めた体験談のなかから、授業に適当な内容の体験談を選択し、寸劇２の準備をしておく。

（３）展開

	学習活動	人権教育に関わる留意点等
導入	○今日のテーマについて確認する。 ○対人関係の４パターンの寸劇を見て、自分の行動はどのパターンに近いのか考え、自分の言動の特徴を確認する。 【寸劇１】 Ａが席に座って本を読んでいると、Ｂが横を通った時に机に体が当たり、机上の物が落ちた。 ①暴力的な怒り方　②暴言を吐く怒り方 ③無反応　④適切な対応法	・一つの事象に対し、人によっていくつかの対処方法があることを理解させる。さらに生徒自身に、自分の普段の行動を振り返らせる。 ・寸劇している人の方を、興味・関心をもって見られているか確認する。
展開	○プリント１に、寸劇の４パターンのなかでなりたい自分を選び、その理由を考え記入する。 ・４つのパターンで対応された場合、自分ならどう感じるのかを考え、それぞれ記入する。	・望ましい行動と、望ましくない行動を、される側とする側の両者の立場に立って考えさせる。
	○グループ内での交流 【聴く視点】 ・自分の考えが発表者と「同じ」 ・自分の考えが発表者と「違う」 ・発表者の言葉をヒントに浮かんできた「新たな気付き」　等	・グループになる際、机同士はピッタリとくっつけるように声をかける。（机の隙間は心の隙間につながることを伝え、机間指導しながら机をくっつけていない所は声をかける） ・【聴く視点】をメモしながら聴かせる。 ・発表後は、拍手をするように促す。
	○なりたい自分と理由を、各自が発表する。 ・他者の発表中は、【聴く視点】にチェックやメモをしながら聴く。 ・全員が発表後、【聴く視点】にそって、意見を出し合う。 ○４つのパターンを自分がされた場合、自分ならどう感じるかについて話し合う。	・【聴く視点】を意識できているかを確認する。 ・他者の意見に耳を傾け、相手の立場や考え方を理解するように努めさせる。
	○【寸劇２】を見て、自己の在り方を考える。 （事前の活動より選択された内容） ・プリント２に、自分ならどのように対応するか、対応方法と理由を考え、記入する。	・社会生活や日常生活の場面では、どのような行動が望ましいのか、自分ならどう対応するのかを考えさせる。

	○グループ内での交流 ・対応方法と理由を、各自が発表する。 ・生活をしていくなかで、よりよいコミュニケーションの取り方、望ましい人間関係をつくっていくために、これから自分がやっていきたいと思う行動を決定し、プリント３に記入する。 ・指名された生徒は、全体に向けて発表をする。	・望ましい行動をする側とされる側の両方の立場に立って考えさせる。 ・本時の活動を踏まえ、今後の自己の在り方を考え、自己決定させる。 ・机間指導で、よい意見の生徒をピックアップし、意図的にアナウンスすることで、悩んでいる生徒を支援する。 ・発表内容を教員が肯定的に評価する。
まとめ	○教員自身の生き方・考え方を聴く。 ○自己決定したことを今日から実践することを確認する。	・教員が、自分の考え方や生き方など、大人の意見として伝えながら、本時を振り返らせる。 ・自己決定したことを意識し、まずは１か月間を目標に実践していくように促す。（事後の活動につなげる）

【プリント１】　気持ちよく生き合っていこう！

[学校編]

A．なりたい自分はどのパターン？　□１つ選んで、○を付けて下さい。

パターン①（　　）パターン②（　　）パターン③（　　）パターン④（　　）

□上のパターンを選んだ理由を、書いてください。

理　由	【聴く視点】		
	同じ	違う	新たに気付いたこと

B．それぞれのパターンで反応された場合、自分ならどう感じますか？

パターン	どう感じる？	【聴く視点】		
		同じ	違う	新たに気付いたこと
1 暴力的				
2 暴言				
3 無関心				
4 穏やか				

【プリント２】　　気持ちよく生き合っていこう！

[アルバイト編]

A．あなたがお客様なら、どのように対応しますか？

□対応方法を記入してください。

□上の対応方法をする理由を、書いてください。

B．グループのみんなの意見を聴きながら、【聴く視点】にメモをしていきましょう。

【　聴　く　視　点　】		
同じ	違う	新たに気付いたこと

【プリント３】

自己決定カード

氏名[　　　　　　　　　　　　　]

9【価値的・態度的側面　（自他の価値を尊重しようとする意欲や態度）】
第１学年　特別活動　ホームルーム活動

１　題材名　「互いを尊重し高め合える集団としてのホームルームづくり」
　　　　　　　　～ホームルームの目標づくり～
　ホームルーム活動（１）ア「ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決」
　　　　　　　　　　　　　ウ「学校における多様な集団の生活の向上」

２　題材について

（１）題材設定の理由

ホームルームは生徒にとって学校生活の基盤となる場所であり、様々な活動を通して、自己や他者への理解を深め、集団の一員としての役割やよりよい人間関係づくりについて学ぶ場であると考える。

しかし現実には、ホームルーム独自の活動の機会は限られており、インターネット等の普及によって、生徒間の直接的な会話が軽視される傾向も見られる。さらに、総合学科では、２年次からはホームルームの枠を超え、選択科目ごとの授業が増えることから、ホームルームを基盤とした安心感や安定感が得られにくく、周囲との連帯感も育ちにくい環境にある。

そのため、時間が限られているとはいえ、ホームルーム活動や学校行事は、生徒同士の人間関係を育むうえで貴重な機会となり、特に１年次はその基礎を築くための重要な期間であると考える。この１年次に、自己理解や他者理解を促し、よりよい人間関係を育むための基本的な考え方や態度を身に付けさせたいと考える。

「自分も、友人も居心地のよい環境とはどういうものなのか。」「本当の意味でお互いのことを尊重し合うとはどういうことなのか。」「ホームルームの一員としてよりよい人間関係を築くためには何が大事なのか。」を考えさせ、普段は埋もれている声も拾い上げることで、望ましい人間関係を築いていく機会としたい。

そして、一人一人の目標の実現に向けて、互いを尊重し高め合えるようなホームルームづくりにつなげていきたいと考える。

（２）生徒観　省略

（３）本題材の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本題材は、特別活動におけるホームルーム活動の内容（１）ホームルームや学校の生活づくり　ア「ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決」、ウ「学校における多様な集団の生活の向上」に位置付く活動である。

また、本題材で話し合った結果を各教科等の授業に関連付けることができる。

３　人権教育の視点

自己や他者の立場の違いを理解し尊重しあい、互いに居心地のよい集団を築いていくための意欲と技能を育成する。

本題材は、価値的・態度的側面の「人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚」「自他の価値を尊重しようとする意欲や態度」、技能的側面の「人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」に関わる資質・能力を育成することを目指している。

４　題材の目標

・ホームルームの一員として、よりよい生活や人間関係づくりについて考え、話し合い、行動しようとする、自主的、実践的な態度を育てる。

５　題材の評価規準

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
ホームルームや学校の生活の充実と向上に関わる問題に関心をもち、他の生徒と協力して、自主的、自律的に集団活動に取り組もうとしている。	ホームルームや学校の一員としての自己の役割と責任を自覚し、他の生徒の意見を尊重しながら、集団におけるよりよい生活づくりなどについて考え、判断し、信頼し支え合って実践している。	充実した集団生活を築くことの意義や、ホームルームや学校の生活づくりへの参画の仕方、ホームルーム集団として意見をまとめる話合い活動の仕方などについて理解している。

６　題材の指導計画（事前、事後の活動を含む）

時数	学習活動	人権教育にかかわる留意点
事前の活動（S.H.など）	○ホームルームについて、居心地がよいと感じるところ、そうでないところを書く。	・日頃の様子を振り返りながら、互いに居心地のよいホームルームとはどのようなものか、その実現に向けて足りない部分は何か考えさせ、課題を認識させる。 （資料１　ホームチェックカード）
本時の活動	○ホームルームの目標をつくる。	・ホームルームの一員として、相違を受け入れながら、互いを認め合い、高め合えるホームルームづくりについて考えさせる。 （カード、ワークシート、振り返りシート）
事後の活動（S.H.など）	○学期の終わりに、振り返りシートを見返しながら、目標実現に向けた各自の実践を振り返る。	・目標の実現のために、ホームルームの一員としてどのような努力をしているか、日々の実践を振り返らせる。 ・各自の実践のうえに目標の実現があることを確認し、次学期の目標づくりにつなげる。

７　本時の指導

（１）本時の目標

・互いを尊重し合える人間関係や集団について考え、話し合い、互いの努力によってその実現を目指すことを確認する。

（２）展開

	学習活動	人権教育にかかわる留意点等
導入	○班分け （めやす：一班５人） ○ねらいの説明	・互いを尊重し、高め合えるようなホームルームにするには何が大切か、一人一人の意見を基に、総意としてのホームルームの目標を決めることを確認させる。
展開	○作業の説明 ・ホームルームの目標にしたいことは何か、班内でカード（資料２）を５つ選び、１～５位までランキングを行う。 ・ピッタリくるカードがない場合は新たに作る。 ○班作業 ・班長が班員に作業手順を説明する。 ・各班に配付されたカードの中から各自が大事だと思うもの２つを理由を付けて出し合い、話し合ってランキングを決める。 ・ランキングができた班の班員は黒板にカードを掲示する。 ○よりよい集団づくりについて考える。 ・班ごとに理由と併せて発表する。 ○全体確認 ・班ごとに出されたランキングを見て、共通して出されている項目をヒントに、みんなが望むホームルームを全体で確認する。	・班長を集め、説明用紙を見ながら作業手順の確認をすることで、班長としての役割を自覚させる。 ・班長から班員に作業手順を説明させることによって、リーダーシップを育てる。 ・班長を中心に、班内で理解し合い、助け合って活動を進める雰囲気をつくる。 ・ホームルームの一員として、他の生徒の意見を尊重しながら、よりよい生活づくりについて考え、発言するよう促す。 ・互いに納得できるよう話し合わせる。 ・生徒が参加できているか観察し、必要に応じて声掛けを行う。 ・発表者に注目しているか観察し、必要に応じて声掛けを行う。 ・互いに認め合うだけでなく、高め合えるホームルームにしていくよう、方向付けを行う。
まとめ	○まとめ ・目標を実現するために一人一人が努力し合うことを確認する。 ・振り返りシート（資料３）に感想を書く。	・本時の活動中に、ランキングで出された意見につながる言動があれば、紹介しながらまとめる。

資料１　ホームルーム　事前の活動

「ホームチェックカード」

（　）年（　）Ｈ　　名前（　　　　　　　　　　）

　このホームを、一人一人が自分の目標に向かって頑張れる、支え合える、みんなが居心地のよいホームにしていこう。そのために、まず、今のホームについてチェックしてみよう。

これはいいな 居心地がよいと思うところ	これはいやだな 直したらよいと思うところ

班作業の手順

①　ワークシートを班の机の真ん中に置く。
　　その周りにみんなが見えるようにカードを全て表向けにして置く。

②　全員がカードを見て、一人一人が「自分はこれが大事だ」と思うカードを二つずつ心で決める。心にぴったりくるカードがない場合は、新しく作る。

③　班員は一人ずつ順番に、自分が「大事だ」と思うカードを発表する。

④　「大事だ」と思う人が多かった順に、カードをワークシートにのりで貼っていく。
　　同じ人数によって選ばれたカードについては、話し合いで順位を決める。

⑤　この手順で、班ごとに１～５位まで、「大事だ」と思うことの順位を決め、それぞれ理由を書く。

資料２

「こんなホームにしよう」ランキング

（　　）班　班員（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

順位	カード	理由
1		
2		
3		
4		
5		

資料２（カード）

まとまりがある	なんでも相談できる	失敗しても平気
冗談が言える	本音で話せる	緊張しない
男女の仲がよい	みんなと話ができる	励まし合える
メリハリがある	助け合える	いけないことはいけないと言える
一人一人が自立して行動できる	協力しあえる	認め合える
陰口を言わない		

資料３　ホームルーム活動振り返りシート

「こんなホームにしよう」

（　）年（　）Ｈ　名前（　　　　　　　　　）

１　みんなが過ごしやすいホームにするために、これから自分が努力してみようと思うことを書こう。

２　今回のロング・ホームを振り返って、新たに気付いたことや感想を書こう。

「人権学習資料集【高等学校編】」作成委員（平成２７年３月現在）

戸田　東吾　（高知県立高知丸の内高等学校教諭）

竹村　加恵　（高知県立伊野商業高等学校教諭）

中村　佳子　（高知県立伊野商業高等学校教諭）

吉岡　佳代　（高知県立春野高等学校教諭）

足達　敬子　（高知県立岡豊高等学校教諭）

安岡　正輝　（高知県教育委員会事務局人権教育課指導主事）

芝﨑　尊滋　（高知県教育センター指導主事）

別役　千世　（高知県教育センター指導主事）

谷内　俊二　（高知県教育センター指導主事）

事務局　（平成２６年度）

仙頭　瑞嘉　（高知県教育センター人権教育・専門研修担当チーフ）

森　　和也　（高知県教育センター人権教育・専門研修担当指導主事）

夛田　哲也　（高知県教育センター人権教育・専門研修担当指導主事）

三谷　　香　（高知県教育センター人権教育・専門研修担当指導主事）

小島ふみ子　（高知県教育センター人権教育・専門研修担当指導主事）

「人権学習資料集【高等学校編】」
平成 27 年４月

発行　高知県教育センター

〒781-5103　高知市大津乙 181 番地
電話 088-866-3890　FAX 088-866-0074
http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/